**長崎大学特別研究奨学生採用誓約書**

　長崎大学研究奨励金制度実施要領（以下「要領」という。）に基づき，長崎大学特別研究奨学生（以下「奨学生」という。）として採用されるにあたり，次のとおり誓約します。

**（法令遵守及び研究専念義務）**

第１　奨学生として関係法令及び国立大学法人長崎大学（以下「大学」という。）の規則等を遵守するとともに，研究計画書記載の研究計画に基づき研究に専念します。

**（採用取り消し）**

第２　奨学生として採用後，研究奨励金の給付を受ける前に要領第３条に掲げる資格を失った場合又は次の各号の一に該当した場合は，要領第１１条の規定により奨学生の決定を取り消されることについて承諾します。

　一　学則の規定により懲戒処分を受けたとき

　二　その他奨学生として不適格であると学長が認めたとき

２　研究計画書に事実と異なる記載があったときは，奨学生の決定を取り消される場合があることについて承諾します。

**（研究奨励金の返還）**

第３　奨学生として研究奨励金の給付を受けた後に，奨学生の決定を取り消され，大学が研究奨励金の返還を求めた場合は，定められた期限までに研究奨励金を返還します。

**（職務発明規程の適用）**

第４　国立大学法人長崎大学職務発明規程（以下「職務発明規程」という。）第２条第１０項の「本学との間で発明等の取扱いについて契約を交わした学生」として同規程の適用を受けることを承諾します。

２　奨学生として行った発明等については，職務発明規程に基づき，原則として大学が知的財産権を承継することを理解し，大学が求める場合には知的財産権を大学に譲渡します。

**（秘密情報の取扱い）**

第５　奨学生として知り得た秘密情報については，大学等の承諾なしに奨学生としての研究以外に使用しません。

２　奨学生としての研究を終了又は採用取消しとなった場合で，大学が求める場合は，直ちに秘密情報に係る書類（複写及び複製したものを含む）を大学に返還します。

以上，誓約します。

　**国立大学法人長崎大学長　殿**

令和　　年　　月　　日

奨学生氏名（自署）